

営業規則

第1章 総則

(目的及び適用範囲)

第1条 この規則は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第8条第7項の認定（同法第9条第1項の変更の認定を含む。）を受けた区域計画に定められている同法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）の特定事業として実施する愛知県有料道路運営等事業（愛知県有料道路（愛知県道路公社（以下「公社」という。）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「特措法」という。）第10条第1項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であって、特措法第14条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は特措法第15条第1項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うもののうち、知多半島道路、南知多道路、知多横断道路、中部国際空港連絡道路、衣浦トンネル、猿投グリーンロード、衣浦豊田道路及び名古屋瀬戸道路をいう。以下「有料道路」という。）の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第6項に規定する運営等をいう。以下この項において同じ。）であって、当該有料道路の利用に係る料金（当該運営等を行う者が自らの収入として収受するもの及びこれに附帯する事業ならびに当該有料道路と高速道路会社法（平成16年法律第99号）第5条第6項第3号に定める中日本道路株式会社（以下「他の会社」といいます。）が管理する高速道路料金を合算して計算する場合は、合算した料金とします。以下「利用料金」という。）及び公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。）を有する愛知道路コンセッション株式会社（以下「当社」という。）が、有料道路の供用に関し、特区法第28条の3第3項の規定により読み替えて適用するPFI法第22条第1項の規定に基づき定めた供用約款の実施その他利用料金の収受に必要な事項を定めたものです。

2 この規則は、有料道路を通行し、又は利用する者（以下「利用者」といいます。）の利便の確保と利用料金の徴収における適正かつ効率的な取扱いを図ることを目的とします。

3 利用者は、有料道路の通行、又は利用にあたり、この規則に定める事項を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、特措法及び供用約款において定めるものによるほか、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによります。

- 一 有料道路等 有料道路及び有料道路と接続する他の会社が管理する高速道路をいいます。
- 二 インターチェンジ等 当社又は他の会社が有料道路等に進入又は有料道路から退出することを認めた連結施設をいいます。
- 三 通行券 進入したインターチェンジ等を証するため、当社又は他の会社が交付する入

口通行券をいいます。

四 料金所ゲート 通行券の交付、利用料金の徴収を行うために車線に設置された施設をいいます。

五 料金所事務室 料金所ゲートの事務を整理、統括する事務室をいいます。

六 料金所 料金所ゲートと料金所事務室の総称をいいます。

七 料金収受 当社の係員（当社の委託に基づき、契約を受託している会社（以下「受託会社」といいます。）の有料道路業務に従事する者を含みます。以下同じです。）が料金所で通行券の交付、現金その他の方法により利用者から有料道路等の利用料金の徴収を行う事務をいいます。当社の委託契約を受託する会社を受託会社といいます。

八 料金精算機 当社の係員が料金所で現金その他の方法により、利用者から有料道路等の利用料金を直接徴収する事務について、当社の係員の代わりに利用料金の徴収等の事務を担う機械（収受機）をいいます。

九 入口料金所 利用する有料道路等又は有料道路等の区間の始点側に設置して、通行券を交付する料金所（本線にある料金所を含みます。）をいいます。

十 出口料金所 利用する有料道路等又は有料道路等の区間の終点側に設置して、利用料金の徴収を行う料金所（本線にある料金所を含みます。）をいいます。

十一 入口発券方式 入口料金所で通行券を交付し、当該通行券の情報に基づき、出口料金所で利用料金を支払う料金収受の方式をいいます。

十二 単純支払方式 有料道路の一定の区間に設定した利用料金を一の料金所で支払う料金収受の方式をいいます。

十三 合併支払方式 当社が管理する有料道路とこれと接続する他の会社が管理する高速道路の利用料金の支払い又は利用料金の支払いと通行券の交付を当該接続地点等に設ける料金所において一括して行う料金収受の方式をいいます。

十四 車種区分証明書 車両の利用料金車種区分を証するため、当社又は他の会社が交付する証明書をいいます。

（利用料金の額、徴収期間）

第3条 当社は、料金所事務室において、特区法第28条の3第4項の規定により読み替えて適用するPFI法第23条第2項の規定に従って当社が定めて公社に届け出た額であって、特区法第28条の3第9項の規定により公社が公告した有料道路の利用料金の額及び利用料金徴収期間を記載した書面を備え付け、当社が指定する時間内に利用者の閲覧に供します。

（適正な料金収受に必要な事項の請求）

第4条 当社は、適正な料金収受を行うため、利用する範囲を示して、当社が定める所定の様式に利用者の住所、氏名その他必要な事項の記入を請求することがあります。

2 前項において、次の各号に該当する場合は、当社が収集した情報に基づき、適正と判断する額の利用料金を適用して請求します。

- 一 所定の様式に必要な事項の全部又は一部が記入されていない場合
- 二 所定の様式に記入された内容が事実と異なる場合

(消費税)

第5条 有料道路の利用料金は、当社が特に明示した場合を除いて、消費税法（昭和63年法律第108号）の定める消費税相当額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とします。

2 消費税及び地方消費税が免除される場合の有料道路の利用料金は、供用約款第2条に定める額に110分の100を乗じ、10円未満の端数を10円単位に切り上げた額とします。

(期間の計算方法)

第6条 期間の計算をする場合においては、その初日は、別段の定めがない限り、時間の長短にかかわらず1日として計算し、末日の終了をもってその満了日とします。

(利用料金車種区分の判別)

第7条 当社の係員は、必要に応じ、利用者に通行車両の規格、車両登録番号その他料金収受に必要な事項を質問することがあります。

2 当社の係員は、必要に応じ、利用者に車両検査証等車両の規格の確認に必要な証書の提示又は乗車装置若しくは積載装置等の確認を求めることがあります。

3 当社は、料金所における円滑な支払いに資するため、利用者の求めに応じて、利用者に使用する車両の車種区分証明書を交付します。

4 利用者は、利用料金の支払いの都度、前項に基づき交付を受けた車種区分証明書を車両のダッシュボードの上など当社の係員が外部から見やすい位置に掲出しなければなりません。

5 車種区分証明書の有効期間が満了した場合、及び車種区分証明書の記載事項が変更された場合は、当該車種区分証明書は無効となります。引き続き車種区分証明書が必要な場合、利用者は、当社に無効となった車種区分証明書を返却して、車種区分証明書の更新又は新たな車種区分証明書の交付を受けなくてはなりません。

第2章 料金所ゲートの通行の方法等

第1節 通則

(料金所ゲートの通行に際しての安全義務)

第8条 利用者は、料金所ゲートを通行するときは、次の各号に定める事項を守らなければなりません。

- 一 当社が進入を指定した車線毎に1列に並び、他の通行車両と並進しないこと
- 二 前車の追い抜きや割り込みをしないこと
- 三 当社の係員の緊急の指示等によって安全に停車できる速度を超過しないこと
- 四 前車と十分な車間距離を保持すること

五 開閉棒が作動している場合は、当該開閉棒に衝突しないように通行すること

(E T Cシステムによる通行の方法)

第9条 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)(本条において「省令」といいます。)に基づく有料道路自動料金収受システム(以下「E T Cシステム」といいます。)の利用者は、利用料金の徴収施設及びその付近において、供用約款第2条の規定により当社が公告した通行方法(以下「通行方法」といいます。)及び省令に基づくE T Cシステム利用規程(以下「E T Cシステム利用規程」といいます。)の定めにより車両を通行しなければなりません。

2 E T Cシステムの利用者は、前項に定めるもののほか、次の各号に定める事項を守らなければなりません。

一 運転を中断している間を除き、有料道路への進入から退出までの間、同一のE T Cカード(公社が契約したE T Cカード発行者又は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社並びに西日本高速道路株式会社(以下「高速道路3会社」といいます。))が発行するE T Cカード(以下「E T Cカード」といいます。))を同一の車載器(省令第4条第1項第1号の車載器をいいます。)に挿入し、E T Cシステムが利用可能な状態を保つこと。

二 料金所以外の箇所において「E T C」の表示があるE T C通信施設の設置箇所付近を通行する際は、標識その他の方法による表示に従い、かつ、同一車線内での並走及び追い抜き並びに路肩走行を行わないこと

(E T Cシステムを利用しない者の通行の方法)

第10条 E T Cシステムを利用しない利用者は、利用料金の徴収施設及びその付近において、通行方法のほか、第3項及び本章第2節から第4節に定めるところにより車両を通行しなければなりません。

2 第2節から第4節の定めにおける用語の意義は、第2条に定めるもののほか、通行方法に定めるところによります。

3 E T Cシステムを利用しない利用者が、誤ってE T C車線に進入した場合は、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従わなければなりません。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしてはなりません。

(料金精算機による通行の方法)

第11条 料金精算機の利用者は、利用料金の徴収施設及びその付近において、通行方法のほか、本章第2節から第4節に定めるところにより車両を通行しなければなりません。

2 料金精算機の利用者は、前項に定めるもののほか、次の各号に定める事項を守らなければなりません。

一 通行車両は料金精算機が設置されている車線へ徐行進入後、料金精算機を操作できる程度に近接した場所で、停止しなければなりません。

二 利用者は料金精算機の表示や音声、または別途係員の案内に従い、通行料金の精算に係る操作を行わなければなりません。

三 通行料金の精算が終わった後、通行車両は開閉棒が開いていることを確認して通行しなければなりません。

3 料金精算機を利用しない利用者が誤って料金精算機設置車線に進入した場合や、料金精算機の利用に伴いトラブル等が生じた場合は、機械に備え付けのレバー、又はボタンを使って係員に知らせることができます。これらの場合、係員の指示に従い、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしてはなりません。

(通行の制限)

第12条 インターチェンジ等を通行できる車両が制限されている場合は、制限された車両は当該インターチェンジを通行することはできません。

2 インターチェンジ等を通行できる時間帯を制限している場合は、通行できる時間帯以外は、当該インターチェンジ等を通行することができません。

第2節 入口発券方式の有料道路の料金所における通行の方法

(入口料金所における通行券の受け取り)

第13条 入口発券方式の有料道路の入口料金所を通行するときは、利用者は、料金所ゲートにおいて、当社が交付する通行券を受け取らなくてはなりません。

2 前項において、当社が何らかの事情により通行券を交付できない場合は、利用者は当社の係員の指示に従うものとします。

3 通行券は、交付を受けた車両による当該交付を受けた通行1回に限り有効です。

4 利用者は、交付された通行券を濡らしたり、折り曲げたり、汚損したり、書き込みをし又は、磁気に近づける等の行為を行ってははいけません。

5 利用者は、供用約款第4条の規定に基づき、通行の間、出口料金所において回収するまで通行券を所持しなければなりません。

6 利用者は、通行券を他人に譲渡、貸与等してはいけません。

7 利用者は、当社の係員から通行券の提示又は提出の請求があった場合は、いつでもその請求に従わなければなりません。

8 利用者は、所持する通行券が効力を失い、又は不要となった場合は、当該通行券を当社の係員に返却しなければなりません。

(出口料金所における通行券の提出等)

第14条 入口発券方式の有料道路の出口料金所を通行するときは、利用者は、料金所ゲートにおいて、前条第1項の定めに基づき入口料金所で交付を受けた通行券を当社の係員又は料金精算機に提出し、当該車両に適用する利用料金を支払わなければなりません。

2 当社は、前項において、利用者が次の各号に該当する行為を行った場合、当該車両に適用される利用料金車種区分において、当該出口料金所から最も高額料金となるインターチェンジ等から進入したものとして利用料金を請求します。

一 通行券を当社の係員又は料金精算機に提出しないとき

二 前条第4項に定める行為をしたため、記載事項が不明となった通行券を当社の係員又は料金精算機に提出したとき

3 やむを得ない事情で通行券を当社の係員又は料金精算機に提出できない利用者又は記載事項が不明となった通行券を当社の係員又は料金精算機に提出した利用者が進入したインターチェンジ等を確認できる書面の提示等を行い、当社が通行した区間を認定できる場合は、前項にかかわらず、当該インターチェンジ等から進入したものとみなした利用料金を適用します。

4 通行券の紛失等により、第2項に定める利用料金を支払った利用者が、後日、当該通行券を発見した場合は、当該通行券と当該支払いに係る領収書又は利用証明書を最寄りの料金所に提出して、既に支払った利用料金と当該通行に適用される利用料金の差額から所定の手数料を差し引いた金額の返還を請求することができます。ただし、利用料金を支払った日の翌日から起算して1年を経過したときは、これを請求することはできません。

第3節 単純支払い方式の有料道路の料金所における通行の方法

(料金所における利用料金の支払い)

第15条 単純支払い方式の有料道路の料金所を通行するときは、利用者は、料金所ゲートにおいて、当該有料道路の利用料金を支払わなければなりません。

第4節 当社の係員による質問等

(質問の拒否)

第16条 供用約款第6条の規定に基づき当社の係員が利用者に車両の確認その他職務上必要な指示として行った質問に対し、利用者が回答しないとき又は利用者の回答が利用料金を適用するため必要な情報を十分に得られないものであったときは、当社が収集した情報に基づき、適正と判断する額の利用料金を適用して請求し、又は供用約款第5条第2項の規定に基づき有料道路の供用を拒絶することがあります。

(料金所事務室等での取扱い)

第17条 第9条から前条までの取扱いにおいて、当社の係員が料金所ゲートで行うことが適当でないとした取扱いは、当社の係員の指示により料金所事務室等で行います。

2 当社の係員が料金所ゲートから他の場所に車両を移動するよう指示した場合は、当該指示により車両を移動しなければなりません。

第5節 未納

(取扱い)

第18条 利用者は、料金所において利用料金の全部又は一部を支払うことができない場合(以下「未納」といいます。)は、所定の書面に氏名、自宅の住所及び電話番号その他の連絡先、運転免許証番号、車両登録番号等を記入し、当社が指定した納入期限及び納入方法による支払いを確約して、後日、未納となった利用料金(以下「未納金」といいます。)の支払いを行うことができます。

2 利用者は、前項の取扱いにおいて、当社の係員が所定の書面の記載事項を確認するため

請求した場合は、車検証及び運転免許証等の証明書類の提示又は提出をし、又、未納となった事情に関する質問に答えなければなりません。

3 利用者が民法第715条に規定する被用者として通行を行ったときは、当社は同条の規定により、当該利用者の使用者に当該支払いを求めることがあります。ただし、使用者に対する請求により当該利用者は支払い義務を免れるものではありません。

4 利用者が合併支払方式の有料道路等の料金所において利用料金の一部を支払わなかった場合は、当該通行にかかる進入したインターチェンジ等側の有料道路等の利用料金から順に支払われたものとして、不足額を未納金として取扱うものとします。

(支払いの督促)

第19条 前条第1項で当社が指定した納入期限までに未納となった利用料金の全部又は一部の支払いがない場合は、当社又は受託会社は、利用者(前条第3項に該当する場合は使用者を含みます。)に督促状による督促を行います。

2 前項の督促状を発した場合は、利用者は、手数料を支払わなければなりません。

3 第1項の督促状に定める納入期限までに支払いがない場合は、利用者は、当該未納となった利用料金に対する延滞金を支払わなければなりません。

4 第2項に定める手数料は、督促状の郵送料とします。

5 第3項に定める延滞金は、第1項の督促状に定める当社が指定した納入期限の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年10.75%の割合(閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とします。)で計算した額とします。

6 合併支払方式の有料道路等の料金所における第1項の取扱いは、前条第1項の取扱いを行った料金所を所管する当社又は他の会社が行います。

7 利用者が第2項の手数料及び第3項の延滞金の一部を支払った場合は、手数料、延滞金、未納金(以下「未納金等」といいます。)の順に支払われたものとして取扱うものとします。

第3章 支払方法

(支払手段)

第20条 料金所における有料道路の利用料金の支払いは、次条から第24条に定めるもののほかは、現金によるものとします。ただし、当社が特に定めた場合は、当該定めによるものとします。

(クレジットカード)

第21条 当社が料金所ゲートにクレジットカードのブランドマークを掲出した料金所においては、券面に当該ブランドマークの表示があるクレジットカードにより有料道路等の利用料金を支払うことができます。

2 料金所におけるクレジットカードの取扱方法は、この規則に定めるもののほか、当該クレジットカードの発行者(以下本条において「クレジットカード会社」といいます。)が定める会員規約等によるものとします。

3 クレジットカードによる利用料金の支払いの方法は、クレジットカード会社が定めるところによる1回払いの取扱いとします。ただし、クレジットカード会社が、当該カード会社に申し出てこれと異なる支払い方法による取扱いができる旨の定めをしている場合は、当該取扱いによることができます。

4 クレジットカードによる取扱いは、通行の都度、クレジットカード会社から貸与を受けている本人が乗車する車両1台に限り行います。

5 料金所におけるクレジットカードによる取扱いは、原則としてサインを不要とします。

6 クレジットカードによる利用料金の支払いは、利用料金全額についてのみの取扱いとし、現金、回数券、又は他のクレジットカードその他の支払手段との併用はできません。また、第18条第1項に定める未納金、第19条第2項に定める手数料及び第19条第3項に定める延滞金についてはクレジットカードによる支払いはできません。

7 当社は、次の各号に該当する場合は、クレジットカードによる利用料金支払の取扱いを停止し、利用者に他の支払手段による支払いを求めることができます。

一 当該クレジットカードの使用を、クレジットカード会社により停止されている場合

二 当該クレジットカードが有効期間を経過している場合

三 当該クレジットカードの名義人と異なる者が使用し、又は使用しようとした場合

四 当該クレジットカードの情報が料金所に設置された機械で読み取れない場合

五 料金所に設置された機械の故障その他利用料金収受上の特別な事情が生じた場合

六 クレジットカード会社が、当社に利用料金の全部又は一部を入金しない場合又はそのおそれがある場合

8 当社は、前項第一号から第四号まで及び第六号に該当するクレジットカードをクレジットカード会社の依頼により回収する場合があります。

9 第7項各号に該当した場合、クレジットカードの使用により受けられる利用料金割引等のサービスを受けることはできません。

(ETCカード)

第22条 当社が料金所ゲートに「ETC」マークを掲出した料金所においては、ETCカードにより有料道路等の利用料金を支払うことができます。

2 料金所における公社が契約したETCカード発行者が発行するETCカードの取扱方法は、この規則及びETCシステム利用規程に定めるもののほか、当該発行会社の定める会員規約によるものとします。

3 前項のETCカードによる支払方法等については、前条第3項から第9項までの規定を適用します。その場合、「クレジットカード」を「ETCカード」に読み替えるものとします。

4 高速道路3会社が発行するETCカードによる料金所における取扱及び有料道路等の利用料金の支払方法等は、この規則及びETCシステム利用規程に定めるもののほか、高速道路3会社が別に定める利用約款等によります。

(回数通行券)

第23条 回数通行券毎に当社が別に定める利用約款（以下「回数通行券約款」といいます。）に基づく道路又は区間において、当該回数通行券により有料道路等の利用料金を支払うことができます。

2 料金所における回数通行券による有料道路等の利用料金の支払いについては、回数通行券約款により取扱います。

(その他の支払方法)

第24条 当社は、利用可能な有料道路等、区間、車種及び期間等を指定して前売通行券等を発行、販売する場合があります。前売通行券等は、発行の都度、当社が定める利用約款により取扱います。

第4章 領収書等の発行

(領収書等の発行)

第25条 当社は、料金所において、現金により有料道路等の利用料金の支払いを行った利用者に対し、当該利用料金額の支払いを行ったことを証する領収書を発行します。

2 当社は、料金所において、クレジットカードにより有料道路等の利用料金の支払いを行った利用者に対し、当該通行を証する利用証明書を発行します。

3 当社は、料金所において、ETCカードにより有料道路等の利用料金の支払いを行った利用者に対し、ETCシステム利用規程に基づき、当該通行を証する利用証明書を発行します。

4 当社は、前項に定めるもののほか、東日本高速道路会社、首都高速道路会社、中日本高速道路会社、西日本高速道路会社、阪神高速道路会社並びに本州四国連絡高速道路株式会社が別に定めるETC利用照会サービス利用規程に基づき、インターネットにより、利用証明書を発行します。

5 当社は、料金所において、回数通行券及び第24条に定める前売通行券等により有料道路等の利用料金の支払いを行った利用者に対しては、領収書及び利用証明書を発行しません。

6 領収書及び利用証明書は、いかなる場合であっても再発行しません。

第5章 割引制度の適用

(割引制度の適用)

第26条 特区法第28条の3第4項の規定により読み替えて適用するPFI法第23条第2項の規定に従って当社が定めて公社に届け出た額であって、特区法第28条の3第9項の規定により公社が公告した有料道路の利用料金の割引制度の適用にあたっては、当該公告及び、次条から第30条に定めるところにより取扱います。ただし、利用者が次の各号に該当する場合は、当該公告及び次条から第30条の定めにかかわらず、割引制度を適用し

ないことがあります。

一 第9条、第10条及び第11条に定める通行の方法によらない場合

二 第31条に定める不正通行に該当する場合

(回数通行券割引)

第27条 回数通行券割引の適用は、当社が別に定める回数通行券約款等により取扱います。

(障がい者割引)

第28条 障がい者割引の適用は、「有料道路における障がい者割引制度についてのご案内」により取扱います。

(ETCコーポレート割引)

第29条 ETCコーポレート割引の適用は、ETCコーポレートカード利用約款により取扱います。

(マイレージ割引)

第30条 マイレージ割引の適用は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社並びに本州四国連絡高速道路株式会社が別に定めるETCマイレージサービス利用規約により取扱います。

第6章 不正通行

(不正通行の定義とその取扱い)

第31条 利用者が利用料金の全部又は一部の支払いを免れることを目的として次の各号に該当する行為を行った場合は、利用料金を不法に免れた者として、刑法(明治40年法律第40号)その他の法令に違反していると認められる場合は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第230条の規定により告訴又は同法第239条第1項の規定により告発します。

一 料金所で利用料金の全部又は一部を支払わなかった場合(ただし、第18条の定めにより当社の係員が後日支払いを行うことを認めた場合は除きます。)

二 改竄・偽造等された通行券又は車種区分証明書を当社の係員又は料金精算機に提出、提示又は掲出した場合

三 他の車両又は他の通行に対して交付された通行券又は車種区分証明書を当社の係員又は料金精算機に提出、提示又は掲出した場合

四 無効となった通行券又は車種区分証明書を当社の係員又は料金精算機に提出、提示又は掲出した場合

五 改竄・偽造等されたクレジットカード、ETCカード、又は回数券等(以下「カード等」といいます。)を使用し、又は使用しようとした場合

六 利用者が正当に使用する権限を有していないカード等を使用し、又は使用しようとした場合

七 第7条第1項及び第2項の定めに基づき当社の係員が質問し、又は確認を求めたとき、利用料金車種区分を当社の係員に誤認させる行為を行い、又は行おうとした場合

八 第14条第3項の場合において、進入したインターチェンジ等を当社の係員又は料金精算機に誤認させる行為を行い、又は行おうとした場合

九 第19条第1項による支払いの督促にもかかわらず、未納金、手数料及び延滞金の全部又は一部を支払わない場合

十 供用約款第6条の規定に基づき当社の係員が行った車両の誘導及び確認その他の職務上の指示に従わなかった場合

十一 利用料金車種区分、利用した区間、支払手段等を偽ることにより、不法に利用料金を免れたと当社が認めた場合

2 供用約款第3条及び同第8条第3項に関連し、当社は、利用料金を不法に免れた利用者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を損害賠償の額の予定として徴収することができます。なお、利用者が定める不法に免れた額は、次の各号の定めるところにより算出します。

一 出口料金所において、利用者が進入したインターチェンジ等を当社が認定することができない場合は、当該出口料金所において通行料金が最も高額となるインターチェンジ等から進入したものとした利用料金の額から当該出口料金所において既に支払った金額を差し引いた額

二 料金所において、利用者の車両の利用料金車種区分を確認することができない場合は、当該出口料金所において確認できる範囲で最も高額となる利用料金車種区分での料金の額から当該料金所において既に支払った金額を差し引いた額

三 前項第五号及び第六号の場合は、使用し、又は使用しようとしたときの利用料金の額と使用し、又は使用しようとしたカード等の券面又は当社の機械等で確認できる過去の有料道路等の通行において不法に免れた利用料金の額の合算額

第7章 特別な通行をした場合の利用料金

第1節 インターチェンジ等の中で故障等中断した走行

(公社又は当社の指示により中断した場合の利用料金)

第32条 入口発券方式の有料道路において、公社又は当社の指示により通行を中断してインターチェンジ等の中で退出する場合の有料道路等の利用料金は、進入したインターチェンジ等から、進行方向に対して当該退出した箇所より進入したインターチェンジ等の方向にある直近のインターチェンジ等までの利用料金とします。【別紙参照①】

(公社又は当社の指示によらず故障等中断又は開始した場合の利用料金)

第33条 入口発券方式の有料道路において、公社又は当社の指示によらないでインターチェンジ等の中で通行を故障等中断し、又は開始した場合の有料道路等の利用料金は、次の各号に定める利用料金とします。

一 インターチェンジ等の間で通行を故障等中断した場合は、進入したインターチェンジ等から、積載又はけん引した車両等が退出したインターチェンジ等までの利用料金【別紙参照②】

二 インターチェンジ等の間で通行を開始した場合は、当該開始した箇所より進行方向と逆にある直近のインターチェンジ等から、退出したインターチェンジ等までの利用料金【別紙参照③】

第2節 インターチェンジ等の間で車種が変更された車両の利用料金

(インターチェンジ等の間で車種が変更された場合の利用料金)

第34条 入口発券方式の有料道路において、車両がインターチェンジ等の間で、被けん引車との連結等により利用料金車種区分が変更された場合は、当該被けん引車と連結等した箇所より進行方向と逆にある直近のインターチェンジ等から変更して通行したものとみなし、切り離し等により利用料金車種区分が変更された場合は、当該被けん引車を切り離し等した箇所より進行方向にあるインターチェンジ等まで変更以前の車種で通行したものとみなした利用料金とします。

2 その他の事情により、インターチェンジ等の間で利用料金車種区分が異なる場合は、前項を準用して取扱います。

第3節 インターチェンジ等の間で転回した車両（入口発券方式の有料道路）

(公社又は当社の指示によるインターチェンジ等の間での転回)

第35条 入口発券方式の有料道路において、通行止めその他の理由で公社又は当社の指示により本線上で転回する場合に出口料金所で支払う利用料金は、進入インターチェンジ等から、退出するインターチェンジ等までの利用料金とします。【別紙参照④】

第4節 インターチェンジ等の内側での転回

(インターチェンジ等の内側での転回)

第36条 入口発券方式の有料道路において、出口料金所を通過することなくインターチェンジ等の内側で転回し、再度本線に進入した場合の利用料金は、転回したインターチェンジ等で退出し、再度当該インターチェンジ等から進入したものとみなし、進入したインターチェンジ等から転回したインターチェンジ等までの利用料金と転回したインターチェンジ等から退出したインターチェンジ等までの利用料金の合算額とします。【別紙参照⑤】

(当社又は公社の指示等によるインターチェンジ等での転回)

第37条 前条の規定にかかわらず、通行止めその他の理由により公社又は当社が指定したインターチェンジ等から退出した場合において、利用者が進入したインターチェンジ等に引き返すことを希望し、当社の係員の指示によりインターチェンジ等の内側又は外側で転回することができる場合、最後に退出したインターチェンジ等の出口料金所で支払う利用料金は、進入したインターチェンジ等から最後に退出したインターチェンジ等までの利用料金とします。【別紙参照⑥】

第5節 インターチェンジ等の間での転回（単純支払い方式の道路）

（インターチェンジ等の間での転回）

第38条 単純支払い方式の有料道路において、通行止めその他の理由により公社又は当社の指示により本線上で転回する場合は、公社又は当社は、退出するインターチェンジ等を指定した上で、利用者に特別転回証明書を交付します。ただし、転回する車両に対して次項の処理を行う場合において他の車両と区別できるときは、交付しません。

2 利用者が指定されたインターチェンジ等から退出した（前項で特別転回証明書の交付を受けている場合は、当該証明書を提示又は提出した）場合において、当該利用者がすでに当該通行区間の利用料金を支払っているときは、払戻しを行います。なお、当該通行区間の利用料金を支払っていないときは、当該指定された料金所で利用料金を支払うことなく通過できます。【別紙参照⑦】

第8章 補則

（当社の係員の指示）

第39条 料金所における供用約款第6条に規定する当社の係員の指示は、口頭、看板、信号灯、案内板、旗等を用いて行います。

2 当社の係員の指示に従わず、当社又は他の会社は何らかの損害を発生させた場合は、利用者はその損害を賠償しなければなりません。

3 当社の係員の指示に従わず、利用者に何らかの損害及び不利益が発生した場合、当社はその責任を負いません。

（利用者からの申し出）

第40条 利用者は、次の各号に該当する通行をしたときは、料金所ゲートにおいて、その旨を当社の係員に申し出なければなりません。

一 入口料金所又は単純支払い方式の有料道路の料金所において、当社の事情により、ETCシステムを利用して無線通信による通行ができなかった場合で、特区法第28条の3第4項の規定により読み替えて適用するPFI法第23条第2項の規定に従って当社が定めて公社に届け出た額であって、特区法第28条の3第9項の規定により公社が公告した有料道路の利用料金の割引制度の適用を受けようとするとき。ただし、第27条から第30条に定める割引制度は除きます。

二 第33条に定めるインターチェンジ等の間で通行を故障等中断し、又は開始したとき。

三 第34条第1項及び第2項に定めるインターチェンジ等の間で車種を変更したとき。

四 第36条に定めるインターチェンジ等の内側で転回したとき。

（事後の修正申し出に対する免責）

第41条 当社は、領収書等が証する事項に対し過誤があることを利用者が証明できた場合、又は当社が保有する記録等により過誤であることが確認できた場合は、証明された事実に基づく利用料金と徴収した利用料金の差額を精算します。

2 利用者は、前項の払戻しをその事由が発生した日の翌日から起算して1年を経過したときは、これを請求できません。

3 払戻しの額は、実際に支払った額を限度とします。

(返還等の方法)

第42条 第14条第4項、第38条第2項及び前条第2項に定める差額の返還又は払戻しは、当該通行における支払手段毎に次のとおり取扱います。

一 現金 当該額を現金により取扱います。

二 クレジットカード 当該額の請求の修正または当該通行料金に相当する現金を返却します。

三 ETCカード 当該額の請求の修正または当該通行料金に相当する現金を返却します。

四 回数券 当該通行に際して使用した回数券と同等の回数券または当該通行料金に相当する現金を返却します。

(個人情報の取扱い)

第43条 当社がこの規則に基づき収集した個人情報は、当社が定める個人情報保護規程にしたがって、適切に取扱います。

(規則の改正)

第44条 当社は、この規則を改正する場合、変更内容を当社のホームページ及び料金所事務室に掲示します。

2 前項により掲示した実施日以降は、変更後の規定を適用します。ただし、当該掲示によりこれと異なる規定を行った場合は、当該規定により適用します。

2021年6月21日 愛知道路コンセッション株式会社

制定：2016年10月1日

改定①：2019年 4月1日

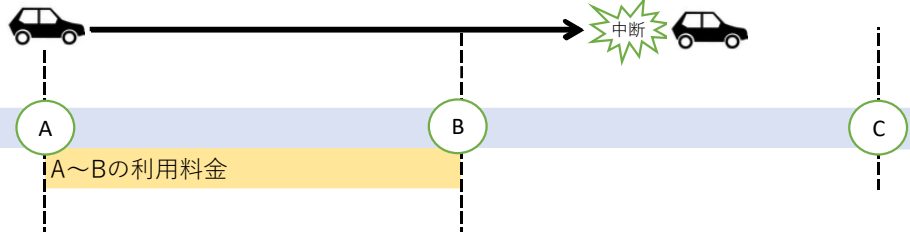
改定②：2019年10月1日

【別紙】

(参照①) 公社または当社の指示により、中断した場合

進入したIC等

退出した箇所



入口：進入したIC等

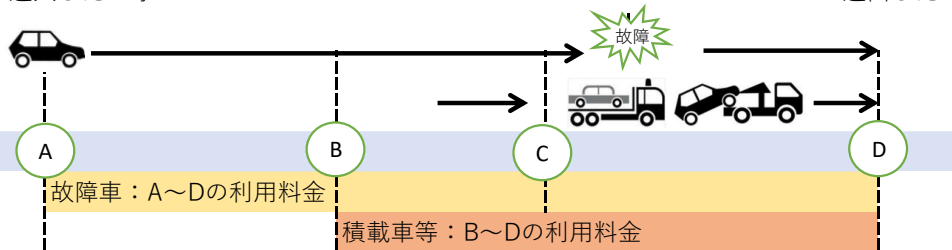
出口：進行方向に対して、当該退出した箇所より進入したIC等の方向にある直近のIC等

※第32条

(参照②) 公社または当社の指示によらず、中断した場合

進入したIC等

退出したIC等

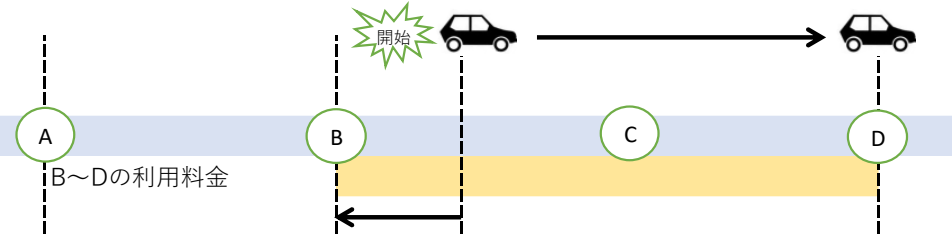


※第33条第1項

(参照③) 公社または当社の指示によらず、開始した場合

IC等の間で通行を開始

退出したIC等

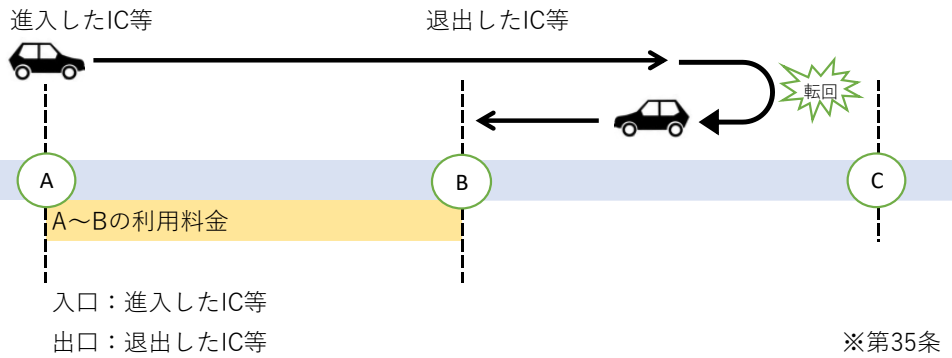


入口：当該開始した箇所より進行方向と逆にある直近のIC等

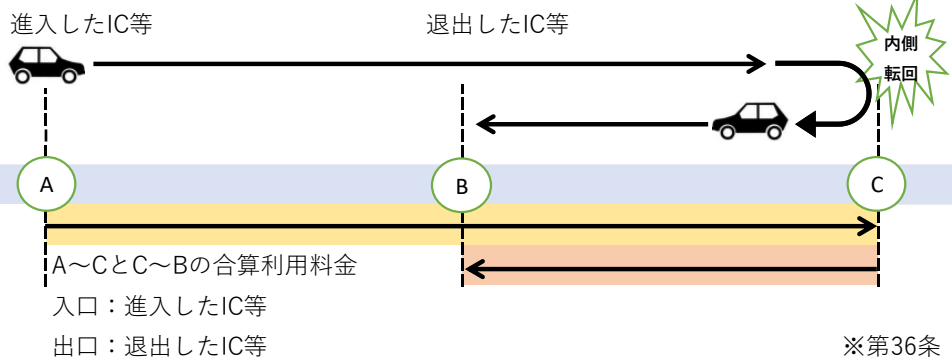
出口：退出したIC等

※第33条第2項

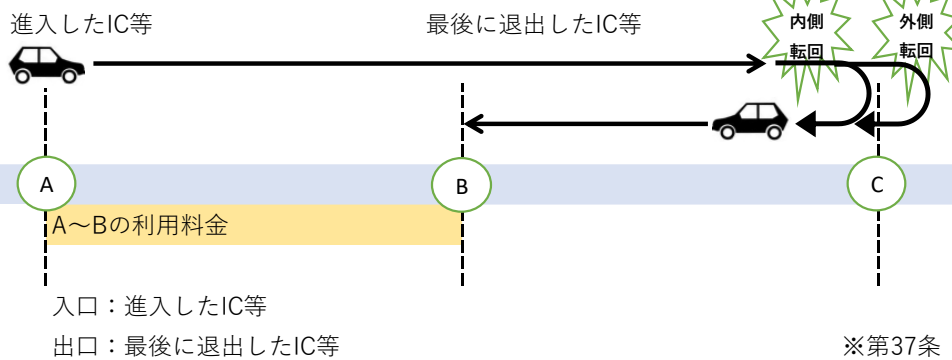
(参照④) 公社または当社の指示による、IC等の間での転回



(参照⑤) IC等の内側での転回



(参照⑥) 当社又は公社の指示等によるIC等での転回



(参照⑦) IC等の間での転回 (単純支払い方式の道路)

